

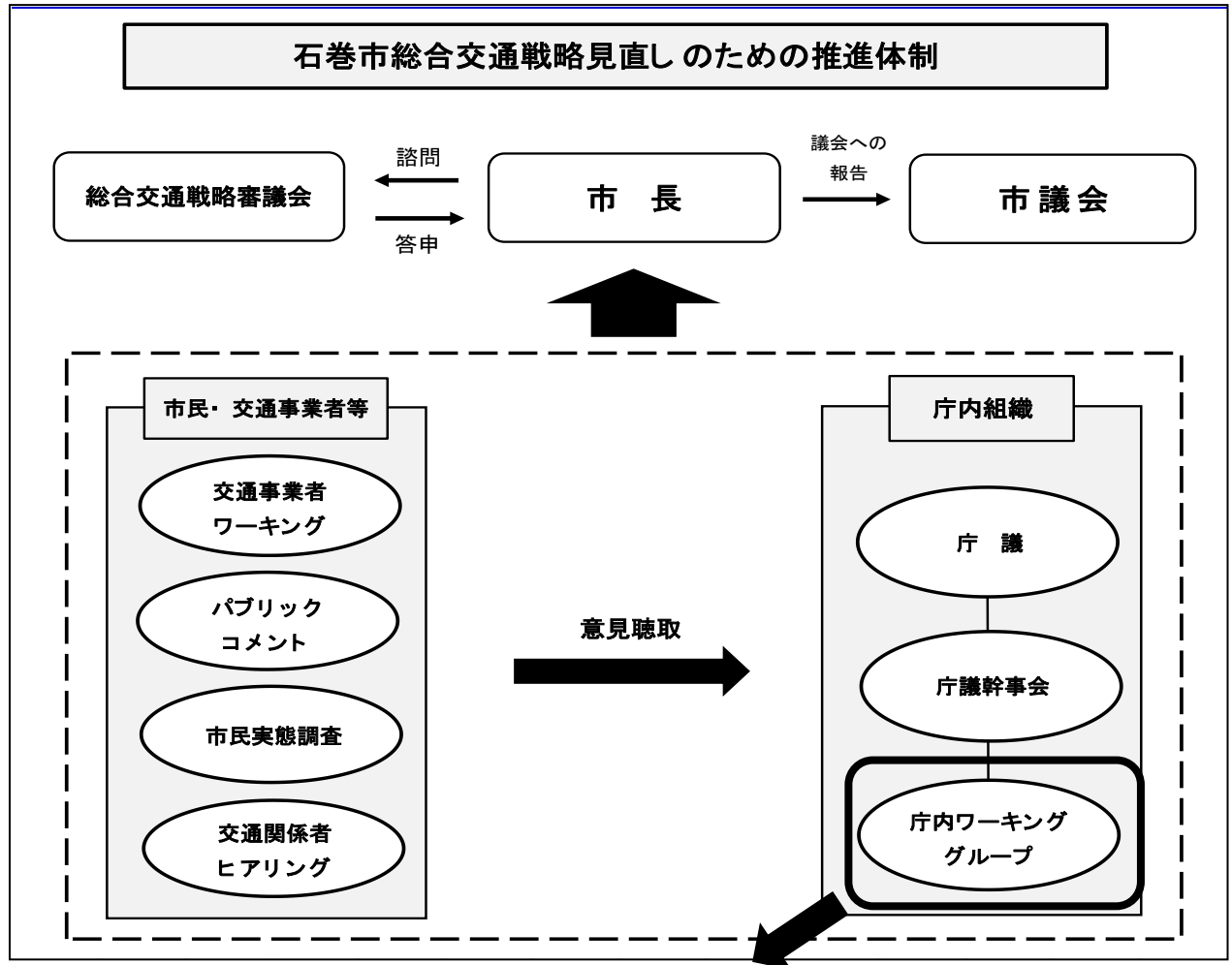
令和 2 年度第 2 4 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 3 年 3 月 2 4 日

担当部・課：復興政策部地域振興課〔内線 4 2 4 3〕

<b>① 件 名</b>
石巻市総合交通戦略の見直し及び庁内ワーキンググループの設置について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<p>【背景】</p> <p>本市では、平成 2 7 年度に策定した「石巻市総合交通戦略」に基づき、これまで様々な再編事業等の交通施策を実施してきており、一定の成果があげられているものの、本市の交通課題はなお山積し、今後も利便性向上のための施策等が必要な状況である。</p> <p>この状況の中、令和 2 年 1 1 月 2 7 日施行の「地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律」や令和 2 年度での復興事業の完了等を踏まえ、現行の総合交通戦略を見直す必要が生じた。</p> <p>また、現行の石巻市総合交通戦略では、平成 2 8 年度から令和 2 年度までの 5 年間に前期期間、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間に後期期間として位置付けており、今年度は前期期間中に実施した施策の整理等を行っている。</p> <p>【目的】</p> <p>当初は、令和 2 年度中に前期期間の施策の内容等を踏まえ、後期期間に実施すべき交通施策の方向性等を取りまとめる予定であったが、法改正等の内容を踏まえ、令和 3 年度までの 2 か年度において交通戦略の改定を実施することとし、改定に際しては、多岐にわたる調査・検討を行う必要があることから、庁内検討組織を設置する。</p> <p>以上により、更なる利用者の利便性向上を図る。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<p>【根拠法令】</p> <p>地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）  持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 3 6 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】</p> <p>第 6 章 地域の個性が輝き融和するまち  第 4 節 だれもが利用しやすい、生活を支える公共交通を確保する</p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>
平成 2 8 年 3 月 石巻市総合交通戦略 策定 令和 2 年 6 月 地域公共交通活性化再生法等の一部を改正する法律 公布（同年 1 1 月施行）
<b>⑤ 主な内容</b>
(1) 令和 2 年度から令和 3 年度において、総合交通戦略の見直しを実施する。 (2) 庁内検討組織として「石巻市総合交通戦略改定庁内ワーキンググループ」を設置する。
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>
<p>【影響・効果】</p> <p>地域の多様な輸送資源を総動員し、住民ニーズにきめ細かく対応するという趣旨の法改正に基づき、現行の総合交通戦略を見直すことにより、更なる利用者への利便性向上に資する。</p>
<b>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</b>
<p>【宮城県】 令和 2 年度中に「宮城県地域交通プラン」策定予定</p> <p>※ 県の総合計画「新・宮城の将来ビジョン」における交通分野の取組を着実に実行するため、県民、交通事業者、市町村、県、国などの関係者が連携、協働し、持続可能な地域公共交通の実現を図るべく取り組む施策の基本的な考え方を取りまとめたものであり、今後、市町村等が策定する地域公共交通計画の指針となるもの</p>
<b>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</b>
令和 3 年 4 月 石巻市総合交通戦略改定庁内ワーキンググループの設置 ※ 令和 3 年度中に改定後の石巻市総合交通戦略策定予定

⑨ その他



**【庁内ワーキンググループについて】**

○ 委員構成（適宜構成員の変更の可能性あり）

- ・ 座長 復興政策部地域振興課長
  - ・ 副座長 復興政策部地域振興課長補佐
  - ・ 委員 下記の部署の所属長が指名する者
- <復興政策部> 復興政策課、SDGs 地域戦略推進室、ICT 総合推進室
  - <生活環境部> 環境課、稲井支所、荻浜支所
  - <健康部> 健康推進課
  - <福祉部> 福祉総務課、障害福祉課
  - <産業部> 商工課、観光課
  - <建設部> 都市計画課、道路第1課
  - <各総合支所> 地域振興課
  - <病院局> 石巻市立病院事務部
  - <教育委員会> 教育総務課、学校教育課
- [事務局] 復興政策部地域振興課

○ 所掌事務

- ・ 石巻市総合交通戦略の改定に関すること
- ・ 上記のほか、石巻市総合交通戦略の改定について必要な事項

○ 開催回数

3～4回程度開催予定